

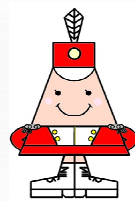
各種申請・届出

☆ 事前予約制の開始 ☆

生活安全課



令和8年7月1日（水）から
秋田県内全警察署



☆ 秋田県内各警察署生活安全課への来署による各種申請・届出については、皆様がスムーズに手続が行えるよう、**事前予約制**に変わります。

☆ 手続をする場合は、

1か月前から前日までの平日8：30～17：15の間

に受付をする**警察署生活安全課に電話**をしてください。

[例：9月15日に手続がしたい→8月15日～9月14日までに予約]

⚠ **申請等の提出は平日の9：00～16：00までです。**

※ 手続については、**オンライン申請**でも受付しています。

オンライン申請をしていただければ電話による事前予約をしなくても手続が可能です。詳しくは、警察庁ホームページ「オンラインでの申請等の案内」にあります、

「e-Gov電子申請を初めてのお使いの方へ」（電子申請ガイド）を確認してください。

ただし、手数料等の納付については来署にて行う必要があります。
また、不備不足等があればオンライン上での補正や再申請をしていただく場合があります。

事前予約の対象となる申請・届出

- 古物営業、質屋営業、警備業、探偵業、特定金属くず買受業
- 銃砲刀剣類・火薬類関係
- 風俗営業 ○ インターネット異性紹介事業



問い合わせ先：秋田中央警察署 生活安全課（018-835-1111）